

# 合併異議申述及び通知公告

## ①【吸収合併・連名標準型】

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。  
効力発生日は平成○○年○○月○○日であり、両社の株主総会の承認決議は平成○○年○○月○○日に終了（又は予定）しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙 官報 **【※1】**  
掲載の日付 平成○○年○○月○○日  
掲載頁 ○○頁（号外第○○号）

（乙）掲載紙 ○○○○新聞 **【※2】**  
掲載の日付 平成○○年○○月○○日  
掲載頁 ○○頁

平成○○年○○月○○日  
東京都○○区○○町○○番地  
（甲）○○○○株式会社  
代表取締役 ○○○○  
○○県○○市○○町○○番地  
（乙）○○○○株式会社  
代表取締役 ○○○○

【関連条文】 七八九条二項・七九九条二項

## ②【吸収合併・連名通知併用型】 **官**

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりましたので公告します。

効力発生日は平成○○年○○月○○日であり、両社の株主総会の承認決議は平成○○年○○月○○日に終了（又は予定）しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

※貸借対照表事項  
※当事者事項

**【注】** 乙が甲株式を所有している場合は、「乙の権利義務全部（甲株式○○株を含む）」とする。

【関連条文】 七八三条六項・七八五條四項・七八七條四項・七八九條二項・七九七條四項・七九九條二項

## ③【吸収合併・みなし総会・連名標準型】

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

効力発生日は平成○○年○○月○○日であり、両社の株主総会の承認決議（甲は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成○○年○○月○○日に終了（又は予定）しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲） <http://www...../index.html> **【※3】**  
（乙） <http://www...../index.html> **【※4】**

平成○○年○○月○○日  
東京都○○区○○町○○番地  
（甲）○○○○株式会社  
代表取締役 ○○○○  
○○県○○市○○町○○番地  
（乙）○○○○株式会社  
代表取締役 ○○○○

【関連条文】 七八九條二項・七九九條二項

## ④【簡易吸収合併・連名通知併用型】 **官**

**合併公告**  
債権者及び株主等関係者 各位  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりましたので公告します。

効力発生日は平成○○年○○月○○日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は終了、乙の株主総会決議は平成○○年○○月○○日に終了（又は予定）しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

※貸借対照表事項  
※当事者事項

**【注】** 呼びかけはなくとも可。乙が甲株式を所有している場合は、**②**参照。

【関連条文】 七八三条六項・七八五條四項・七八七條四項・七八九條二項・七九七條四項・七九九條二項

## ⑤【簡易&略式吸収合併・連名標準型】 **官**

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

効力発生日は平成○○年○○月○○日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済 **【※5】**  
（乙）確定した最終事業年度はありません。 **【※7】**

平成○○年○○月○○日  
東京都○○区○○町○○番地  
（甲）○○○○株式会社  
代表取締役 ○○○○  
○○県○○市○○町○○番地  
（乙）○○○○株式会社  
代表取締役 ○○○○

【関連条文】 七八九條二項・七九九條二項

公告の方法が、官報と定められているものを**官**、定款所定の方法によるものを**定**と表示しました。